

# 使用済みペースメーカーの廃棄は、適切な処理と方法で。

## 処理業者に委託される場合

使用済みペースメーカーの廃棄委託は、必ず感染性廃棄物の取扱い許可を受けた処理業者に。

いったん使用された植込み型心臓ペースメーカーは、廃棄物の処理及び清掃に関する法律（廃棄物処理法）に基づく感染性廃棄物処理マニュアル（旧厚生省）が定めた感染性廃棄物の範囲に含まれると解釈されます。



使用済みペースメーカーの  
廃棄は処理業者に・・・

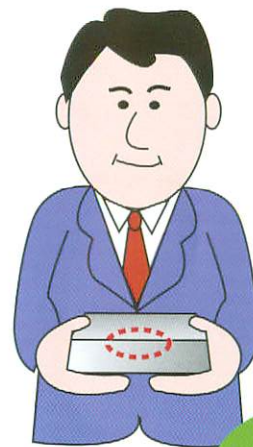
感染性廃棄物の処理が受託できるのは、廃棄物処理法により都道府県知事または保健所を設置する市長から特別管理産業廃棄物処分量の許可を受けた者に限定されています。また、感染性廃棄物の処理委託者は、同許可業者に委託しなければならないものとされており、委託後の処理の流れは特別管理産業廃棄物管理票（マニフェスト）の交付等によって監視されることになっています。施設内処理によって滅菌等を行い感染の危険をなくしたペースメーカーであっても、産業廃棄物処分量の許可を受けた者でなければ取扱うことができません。これに違反する行為は、委託者・受託者双方ともに処罰の対象となります。

※ペースメーカー協議会の会員各社は、廃棄物取扱い業の許可を有していません。

### マニフェストの使用義務と罰則

「廃棄物の処理及び清掃に関する法律（廃棄物処理法）」の一部が改正され、平成13年4月1日から、産業廃棄物の処理確認を最後まで行うことが義務づけられ、当局よりその遵守について強く指導されております。

マニフェストを適正に使用しない場合、排出事業者も処罰されることがあります（50万円以下の罰金）。



感染防止のため  
梱包して  
お渡しください。

例 外

不具合の疑いなど分析・調査目的で販売業者に渡されるときは、廃棄物処理法の趣旨に照らし、施設外へ持ち出される場合と同様に必ず梱包して感染を防止する手段を講じてください。